

諮問日：令和4年10月6日（令和4年度（情）諮問第19号）

答申日：令和5年3月16日（令和4年度（情）答申第34号）

件名：東京地方裁判所における特定の法人が過去に提出した書面の不開示判断（  
特定不能）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の法人が過去に提出した書面（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、開示を求める司法行政文書を特定できないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和4年7月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 「特定の法人が提出した文書」とは、「特定の住所に本社が所在し、特定人が代表を務め、特定の業務等を展開する特定の法人が東京地方裁判所に提出した文書」を意味する。
- 2 裁判所には行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の適用はないものの、裁判所の情報公開手続に当たっては情報公開法の趣旨に沿った手続を行う必要があり、同法の趣旨を逸脱した事務処理は許されるものではない。また、情報公開法の運用に当たっては、行政手続法が適用されることから、当然、取扱要綱の運用に当たっても行政手続法の趣旨に沿った運用を行う必要がある。
- 3 原判断の不開示通知（以下「本件通知」という。）は、取扱要綱記第8の3

及び平成27年4月6日付け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」（以下「実施細目」という。）に定められた期限を超過して行われたことから、手続に瑕疵があるため取り消す必要がある。

- 4 本件通知は、不開示理由の記載に不備があり、不備がある手続で行われた通知であるため取り消す必要がある。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判所の行う事務は裁判事務を含め多岐に渡るところ、本件開示申出の内容は、第1のとおりであり、提出時期や提出先の部署、どのような事務や手続に関して提出された文書であるか等が記載されておらず、当該申出内容では、開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、原判断庁は、苦情申出人に対し、令和4年6月23日付け「司法行政文書開示申出書の補正について」と題する文書（以下「本件補正依頼」という。）により開示を求める司法行政文書を特定するよう補正を求めたが、期限までに補正がされず、開示を求める司法行政文書が特定できなかった。
- 2 苦情申出人は、本件通知は、取扱要綱記第8の3に定められた期限を超過して行われたものであって、手続に瑕疵があるため取り消す必要がある旨主張するが、これは原判断の当否に対する苦情申出には当たらない。
- 3 次に、苦情申出人は本件通知における不開示理由の記載に不備があり、不備がある手続で行われた通知であるため取り消す必要がある旨主張する。

しかし、取扱要綱記第8の2には、「開示の申出があった司法行政文書の全部又は一部を開示しない場合には、開示申出人に対し、その旨を書面で通知する。当該書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとする。」と定められているところ、本件通知には、開示しない理由が簡潔に付記されていることが認められ、取扱要綱上、不開示理由の摘示に不備はない。

- 4 なお、苦情申出人は、「特定の法人が提出した文書」とは、「特定の住所に

当社が所在し、特定人が代表を務め、特定の業務等を展開する特定の法人が東京地方裁判所に提出した文書」を意味するものである旨主張するが、そのような苦情申出人の主張を前提としても、1で摘示する、文書を特定するために必要な情報が記載されておらず、開示を求める司法行政文書が特定されているとはいえない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年2月17日 審議
- ④ 同年3月14日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断庁は、本件開示申出の内容からは開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、苦情申出人に対し、本件補正依頼により開示を求める司法行政文書を特定するよう補正を求めたが、期限までに補正がされず、開示を求める司法行政文書を特定することができなかつたとのことである。

そこで検討すると、苦情申出人が開示を求める文書について、特定の法人が提出したとする時期や提出先の部署、どのような事務や手続に関して提出された文書であるか等が記載されていない本件開示申出書の記載内容及び本件補正依頼の内容に加え、裁判所の行う事務が裁判事務を含め多岐に渡ることを踏まえれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

- 2 苦情申出人は、本件通知は、取扱要綱記第8の3に定められた期限を超過して行われたものであって、手続に瑕疵があるため取り消す必要がある旨主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁は、本件開示申出書の記載内容から開示を求める司法行政文書を特定することができる

かについて検討していたこと、苦情申出人に対し、取扱要綱記第8の3に定める期間内に同1又は2の定めによる通知をすることができない旨、その理由及び通知の予定時期を通知していたこと（実施細目記第1の5の(3)参照）、その後、通知した予定時期より前に本件補正依頼を行っていたことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、手続に瑕疵があるとは認められず、苦情申出人の主張を採用することはできない。

- 3 次に、苦情申出人は本件通知における不開示理由の記載に不備があり、不備がある手続で行われた通知であるため取り消す必要がある旨主張する。

しかし、本件通知には、本件開示申出文書の記載内容では開示申出に係る文書を特定できないことから本件補正依頼を行ったが、提出期限までに補正書の提出がなく、対象文書を特定することができなかつた経緯とともに、本件開示申出に係る司法行政文書について、対象文書を特定することができないことから開示しないこととした旨が記載されている。よって、開示申出に対する迅速な事務処理の観点及び取扱要綱の定め（取扱要綱記第8の2参照）に照らし、本件通知書の不開示理由の付記に不備はなく、苦情申出人の主張を採用することはできない。

- 4 なお、苦情申出人は、「特定の法人が提出した文書」とは、「特定の住所に本社が所在し、特定人が代表を務め、特定の業務等を展開する特定の法人が東京地方裁判所に提出した文書」を意味するものである旨主張するが、そのような苦情申出人の主張を前提としても、上記1の判断を踏まえれば、開示を求める司法行政文書が特定されているとはいえないから、苦情申出人の主張を採用することはできない。

- 5 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子